長野県企業局電力の県庁舎へのPPAに関する3者契約書(案)

【詳細は別途協議】

長野県知事 阿部 守一(以下「需要者」という。)、長野県公営企業管理者 吉沢 正 (以下「ベース供給者」という。)及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇以下「PPA供給者」という。)は、長野県企業局電力の県庁舎への需要追随供給の実施に当たり、3者の権利義務、実施内容及び電気料金の支払方法等を明確にするため、長野県企業局電力(以下「企業局電力」という。)の県庁舎への需要追随供給に関する契約を締結する。

(趣旨)

第1条 2050ゼロカーボン社会の実現を目指し、長野県庁舎で使用する電力について、再生可能エネルギーの導入及び地消地産の推進を図るため、ベース供給者は企業局電力によりベース供給を、PPA供給者はオフサイトコーポレートPPAにより需要追随供給を行うものとする。

(定義)

- 第2条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) ベース供給 ベース供給者が非需要追随供給(通告型分割供給)により長野県 庁舎に自己託送すること。
 - (2) 需要追随供給 ベース供給(通告値によるもの)を除き、長野県庁舎に需要電力 を供給すること。
 - (3) PPA 需要追随供給のうち電源がベース供給者からPPA供給者に供給された非FIT及びFIP電力(以下「非FIT等企業局電力」という。)であるもの
 - (4) 2者 P P A 契約 令和 8年○月○日付けでベース供給者と P P A 供給者が締結した 需給管理等業務委託契約

(PPA等に係る発電所等)

第3条 PPA等に係る発電所、需要施設及び電力量等については、別表1のとおりとする。

(PPA等の実施)

- 第4条 ベース供給者は、別に需要者と契約するところにより、ベース供給を行うものとする。この場合、ベース供給者は、PPA供給による長野県庁舎への需要追随供給の30分電力量が、別表1に記載される需要追随供給に係る本契約の契約電力又は契約予備電力の2分の1を上回らないよう、ベース供給量の維持に努めるものとする。
- 2 ベース供給者は、ベース供給に関して電力広域的運営推進機関に提出する発電販売計

画による電力量を優先的に確保するものとする。

- 3 ベース供給者は、別に契約するところにより、PPA供給者がPPAに用いるための 非FIT等企業局電力(送電による損失率分の電力を含む。)を無償でPPA供給者に供 給するものとする。
- 4 前項の場合において、PPAの電源の供給電力量は、第1項のベース供給(通告値によるもの)を除き、30分単位で長野県庁舎の需要電力量を賄える時はPPAに必要な全量、賄えない時はPPAに必要な電力量のうち可能な最大の電力量とする。ただし、一般送配電事業者との契約電力(kW)又は予備電力の契約電力(kW)の2分の1に送電による損失率分の電力を加えた電力を上限とする。
- 5 PPA供給者は、別に需要者及びベース供給者と契約するところにより、長野県庁舎 にPPAを優先して需要追随供給を行うものとする。
- 6 前項の場合において、PPA供給者は、第1項のベース供給及び第3項で供給された 非FIT等企業局電力量により30分単位で長野県庁舎の需要電力量を賄える時は第1号 の措置を、賄えない時は第2号の措置をとる。ただし、一般送配電事業者との契約電力 (kW) 又は予備電力の契約電力(kW) の2分の1の電力を上限とする。
 - (1) 需要電力量の全量について P P A を行うこと。
 - (2) 需要電力量のうち可能な最大の電力量についてPPAを行うこと。
- 7 前項の場合において、PPA供給者は、非FIT電力を優先的に充当し、不足する場合はFIP電力を充当する。
- 8 PPA供給者は、第5項の需要追随供給を行うに当たり、第1項のベース供給、第3項及び第4項で供給された非FIT等企業局電力量では長野県庁舎の需要電力量に不足する時は、不足する電力量を別途調達するものとする。
- 9 第5項から前項までの実施に必要な費用は第6条のとおりとし、PPA供給者は、当該費用を2者PPA契約に基づき、ベース供給者に請求し、ベース供給者は支払義務を有するものとする。その他、本契約に係る需要者の金銭債務についても同様とする。
- 10 需要者とベース供給者の費用の負担及び清算方法は、双方で別に定める。
- 11 需要者は、前10項の実施及び費用の負担並びに2者PPA契約の実施について承諾するものとする。
- 12 需要者、ベース供給者及びPPA供給者は、本契約の履行が遅滞なく行えるよう、必要な小売供給契約等の手続をそれぞれの負担で速やかに行うものとする。

(需要追随供給等の期間及び契約の有効期間)

第5条 ベース供給及び需要追随供給の期間並びに契約の有効期間は、令和8年(2026年)4月1日0時から令和9年(2027年)3月31日24時までとする。ただし、これによりがたい事情がある場合は、3者は協議を請求できるものとする。

(費用の負担者及び支払者等)

第6条 ベース供給及び需要追随供給に係る費用については、別表2のとおりとし、需要

者が最終的に負担するものとする。

- 2 前項の費用に係る請求者、再請求者及び支払者については、別表2のとおりとする。
- 3 前2項の詳細は別途それぞれ関係者で定める。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

- 第7条 ベース供給者は、ベース供給者又は需要者の歳出予算において、この契約に係る 予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。
- 2 PPA供給者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、PPA供給 者に損害が生じたときは、ベース供給者にその賠償を請求することができる。

(需要者又はベース供給者による対外公表)

第8条 需要者又はベース供給者が、第1条の内容等を対外的に公表する場合には、経済 産業省が制定する「電力の小売営業に関する指針」に準じて適切な表現を使用するもの とする。

(本契約に関連する契約)

第9条 需要者、ベース供給者及びPPA供給者は、本契約のほか、契約の履行に関して 必要な事項について、別途契約書、協定書又は申合書等を締結するものとする。

(疑義の協議解決)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈に関し疑義が生じたときは、需要者、ベース供給者及びPPA供給者は、協議して解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、需要者、ベース供給者及びPPA 供給者が3者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年(2026年)○月○日

長野県長野市大字南長野字幅下692番地2

需 要 者

長野県知事 阿部守一

長野県長野市大字南長野字幅下692番地2

ベース供給者

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

0 0 0 0

○○○PPA供給者○○○

別表1 (第3条関係)

1 発電所、需要施設及び電力量概要

区分	自己託送 (ベース供給)	P P A (需要追随供給)				
1 長野県企業局発電	奥裾花発電所、奥木曽発電	小渋第1発電所、小渋第2発電				
所	所、松川ダム発電所及び奈良	所、裾花発電所、菅平発電所、奥				
	井発電所の全部又は一部	裾花発電所、大鹿発電所、奥木曽				
		発電所、大鹿第2発電所、松川ダ				
		ム発電所、奈良井発電所及び与田				
		切発電所の全部又は一部				
2 計画送電電力量	2,951 千kWh	1,609 千kWh				
(送電による損失率						
分を含む。)	送電電力量合計 4,560 千kWh					
3 需要施設	長野市大字南長野字幅下692番地2					
(供給場所)	長野県庁舎(本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎)					
4 需要施設受電電気	 高圧	6,600 V				
方式 (受電電圧)	高圧 6,600 V					
5 一般送配電事業者						
との契約電力	800 kW (800 kW)	1,650 kW (1,650 kW)				
(契約予備電力)						
6 本契約の契約電力	800 kW (800 kW)	850 kW (850 kW)				
(契約予備電力)	OUU KW (OUU KW)	000 KW (000 KW)				
7 流通費用調整額の						
精算の算定基準電力	800 kW (800 kW)	850 kW (850 kW)				
(予備電力)						
8 計画需要電力量	2,843 千kWh	1,550 千kWh				
	需要電力量合計	4,393 千kWh				

⁽注) 5の一般送配電事業者との契約予備電力は、「予備送電サービスB」であること。

別表2 (第6条関係)

	1	2	3	4	(5)	6	7
区分	項目	細項目	単価 (税込)	予定数量	請求者	支払者1 再請求者	支払者 2 負担者
1 ベース供給	全ての費用	需要者とベース供給者で別に定める			ベース 供給者 (※1)	_	需要者
	(1) 電源費 (非FI T等企業 局電力に 限る。)	需要者とベース供給者で別に定める			ベース 供給者 (※1)	_	需要者
2 需要追随供給	(2) 電気料 金(高 圧)	ア 基本料金 イ 電力量料金	〇〇 円/kW/月 〇〇	850 kW×月数	PPA 供給者 (※2)	ベース 供給者 (※ 3)	需要者
		(夏季) ウ 電力量料金 (その他季)	円/kWh 〇〇 円/kWh	○○千 kWh ○○千 kWh			
		エ 電源費(非 FIT等企業 局電力以外で PPA供給者 が電源調達し たものに限 る。)	〇〇 円/kWh	O kWh			
		オ 託送予備線 料金(予備送 電サービス B)	〇〇 円/kW/月	850 kW×月数			
		力 契約超過金	中ミ株基要圧定額(※4)	O kW× O か月			
	(3) 燃料費 調整額 (高圧)	燃料費調整 額(非FIT 等企業局電力 以外でPPA 供給者が電源	中部電力 ミライズ 株式会社 基本契約 要綱(高	O kWh			

	調達したものに限る。)	圧) で決 定される 単価(<u>*</u> 4)			
(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エ ネルギー発電 促進賦課金	第契効各いさの経大め系の間に適るし産が単るでは用もて業定価	1,550千kWh		

- (注)※1 ⑤ベース供給者(請求者)は、⑦需要者(支払者2)に請求できる。
 - ※2 ⑤ P P A 供給者 (請求者) は、⑥ベース供給者 (支払者1) に請求できる。
 - ※3 ※2で請求を受けた⑥ベース供給者(再請求者)は、⑦需要者(支払者2負担者)に請求できる。
 - ※4 中部電力ミライズ株式会社が定める「基本契約要綱(高圧)(2025年4月1 日実施)」をいう。